

調査及び立法考査局

国会の立法活動を補佐するため、国会議員やその他の国会関係者に対して、法案等の分析・評価、国政審議に係る政治、経済、社会等各分野の調査及び情報提供を行います。
また、国会情報・立法情報への国民のアクセスを容易にし、国会と国民とをつなぐ役割も果たします。

依頼調査



国会議員等から調査の依頼を受けて、所蔵資料やデータベースを使って調査を行う。



調査について打合せ。報告書にまとめたり、国会議員に直接説明することもある。

国政課題に関する調査研究

国会で論点になりそうな国政課題に関する調査研究を行い、その結果をレポートに取りまとめ、刊行物として国会議員等に提供する。それぞれの問題について、法制度・政策の変遷、諸外国の法制度との比較、政府の見解、有識者による賛否の意見を分かりやすくまとめる。国会審議に資するよう、著者自身の説を提示するのではなく、出典を示しながら多様な見解を客観的に紹介する。



国会関連情報の提供



「国会会議録検索システム」では、第1回国会（昭和22（1947）年）から現在までの国会会議録を画像及びテキストデータで提供し、発言者名による検索や発言の全文検索が可能。また「日本法令索引」では、公文式施行（明治19（1886）年）以降の法令の改廃経過や法案の審議経過の情報を提供し、他サイトへのリンクにより法令・法案の本文も参照が可能。これらのデータベースを作成、維持管理し、国会と国民とをつなぐ。

知見を広げ 国会審議への寄与につなげる

藤戸 敬貴 行政法務課主査

国立国会図書館は日本で唯一の国立図書館であると同時に、「議員の調査研究に資するため」（国会法第130条）に国会に置かれた議会図書館でもあります。調査及び立法考査局は議員の調査研究を補佐する業務（調査業務）を担う部署であり、その中で私は民事法制及び司法制度を担当しています。

調査業務は2つに分けられます。第1に、国会議員からの依頼に応じて行う調査です（依頼調査。左頁参照）。期限が短いことも多く、国立国会図書館が誇る蔵書群や各種データベースに眠る膨大な情報群の中から適切な情報を迅速に抽出するためには、日々の勉強によって知識を蓄えておく必要があります。求める情報がなかなか見つからないことしばしばであり、そのような場合は粘り強さがモノをいいます。書庫に籠って海外の古い議会資料を地道に調べるなどの苦心を重ねて「答え」を探し当てた瞬間の喜びは、何物にも代えられません。

第2に、論文の執筆です（国政課題に関する調査研究。左頁参照）。論点を丁寧に腑分けし、有識者の見解を適切に整理し、参照すべき外国の法制度を正確に紹介しなければなりませんので、専



門分野に関する深い知見並びに日本語及び外国語の運用能力が必要です。当然、突っ込んだ勉強が不可欠です。

さて、ここまで読んでくださった方の中には「勉強ばかりじゃないか!」と思われた方もおられるかもしれません。正にそのとおりなのです。しかも国政課題は日々生成変化するものですから、勉強すべきことは自分で選べません。しかし、これは逆に言えば「毎日思いがけない発見がある」ということでもあります。例えば、私は調査業務を通じて憲法及び家族法に対する関心を深め、国内留学をして修士論文を執筆するまでに至りました。働きながら博士号を取得した人もいます。

自分の世界を広げることが国会審議の補佐につながる。それが国立国会図書館の仕事の魅力です。貴方の知的好奇心を国政にいかしてみませんか?

学生時代の専攻

西洋政治思想史、国際法

Career

H23.4 総務部支部図書館・協力課

H25.4 出向（参議院法制局）

H27.10 調査及び立法考査局行政法務課（H28.7 副主査）

R2.4 京都大学大学院法学研究科へ派遣研修

R4.4 調査及び立法考査局行政法務課（副主査、R4.7 主査）



調査に必要な文献の見繕い